

強力な罰則 悲劇を拡大

「検証防空法」著者 水島朝穂氏に聞く

1945年7月28日夜の青森空襲では、1018人が亡くなったとされる。8日前から予告されたにもかかわらず、なぜ多くの犠牲者が出たのか。昨年2月に出版された「検証防空法」（法律文化社の著者の1人、早稲田大学法学大学院の水島朝穂教授（憲法）に聞いた。



—青森空襲のとき、なぜ多くの人が市街地に残っていたのでしょうか。

「37年に制定された防空法のためだ。当初の狙いは主に防空演習だった。理由は、中国の戦地では戦っているが、国内は平和。だから防空訓練をさせて国民を戦争に参加させる法律だった。しかし日米戦争を前にして国民の戦意高揚を狙い、『空襲を恐れるな』という施策がとられるようになった。41年の法改正では都市からの退去禁止や空襲時の

応急消火義務が追加された」

—実際は禁じられていたにもかかわらず、青森空襲の前に多くの人が逃げました。

「米軍は空襲の前に避難を呼びかけるビラ（伝単）をまいていた。青森にも20日と27日に。青森の人が大勢逃げた理由ははっきりとは分からないが、少し前（7月14、15日）に青函連絡船が（米軍機による攻撃で）全滅したというのがあるだろう。また、政府の情報統制が崩れ、東京大空襲（3月10日）などを経験

科学的思考・知識の大切さ 教訓に

して避難してきた人などからも空襲の悲惨さが伝わり、伝単を信じて逃げる人が増えたのかもしれない」

「青森の人だけが空襲から逃げたわけではないだろうが、青森は逃げたあとに戻っているのが分かった」

—青森の人たちはビラを見て一度逃げたのに、なぜまた戻ってきたのでしょうか。

「防空法では退去した人に懲役や罰金の罰則があったが、青森の場合は、さらに配給の停止と町会台帳からの削除という強力なペナルティーを、当時の金井元彦県知事が通告した。法律も要求していない厳しいもので、それが悲劇的な『効果』を上げてしまった」

「警防団が『逃げるな』と言って住民と衝突するというようなことは他の地域でもあったが、配給停止などの生活を脅かす強い手段はどこにも例がない。さらに当時の新聞が、『逃避市民に“断”』という読者を怖がらせる記事を書いた。ここまでそろっているのは青森だけだ」

—金井知事はなぜそれほど厳しいペナルティーを科したのででしょうか。

「内務官僚だったから、早く中央に帰りたいということもあって忠実に国の施策を実

施しようとしたんだろう。しかも皮肉なことに青森市に戻る期限が7月28日だった。大慌てで帰ってきたところで空襲に遭ったなんて人もいたかもしれない。期限がもつと後だったら被害は減っていただろう。まさに悲劇だ」

—青森空襲の教訓とは。

「国家が国民の命を守るということを失った時の悲劇的な結果が青森の例。現行憲法13条の個人の尊重という考え方は戦前にはなかった。ところが青森市の人は『家族で生き残ろう』と逃げたのだから。国家が死を強要していた時代に、おそらく今の憲法的価値観に近い思いになっていったということだ」

「教訓は、科学的な思考と情報・知識の大切さ。当時の政府が発行した時局防空必携という防空手引書には『焼夷弾は水を含ませた筵で消せ』とかめちやくち々な内容が書かれていた」

「16日に衆院で可決された安全保障関連法案について憲法研究者の多くが違憲とするなど学問的な意見が出てきたことよって、新聞各社の世論調査で法案への反対意見が確実に増えてきた。戦後70年、青森空襲から学ぶべきことは多い」

（聞き手・姫野直行）

戦後70年

青森空襲 下

